

平成十九年五月十一日受領  
答弁第二〇一〇一号

内閣衆質一六六第二〇一号

平成十九年五月十一日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア連邦駐劄特命全権大使と在モスクワ日本人記者の関係に関する再質問に  
対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア連邦駐箆特命全権大使と在モスクワ日本人記者の關係に関する再質

問に対する答弁書

一について

モスクワ駐在の日本人記者の在ロシア日本国大使館窓口である同大使館広報文化部として、日本人記者に対して略歴の提出を求めたことはある。

二について

御指摘の大使との会見を求めるすべての日本人記者に対し略歴の提出を求めているわけではない。

三について

一般に、大使への来訪者に対して、来訪者の関心事項や訪問の背景、目的等をあらかじめ把握するため、事前に、一定の情報の提供を求めること又は情報を交換することは、必要に応じて行っている。一について述べた略歴の提出は、御指摘の大使を着任挨拶のため訪問したモスクワ駐在の日本人記者に対して、このような情報の一環として求めたものである。